

議案第 29 号生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定についてに対する修正案

議案第 29 号生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
の一部を次のように修正する。

附則第 2 項中「生駒市国民健康保険税条例」の次に「(以下「新条例」という。)」  
を加え、附則に次の 1 項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる年度分の国民健康保険税に係る新条例第 2 条第 2 項及  
び第 15 条第 1 項の規定の適用については、同表の左欄に掲げる年度の区分に  
応じ、新条例第 2 条第 2 項及び第 15 条第 1 項中「47 万円」とあるのは、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 20 年度	44 万円
平成 21 年度	45 万円
平成 22 年度	46 万円